

平成二十二年十月二十二日受領
答 弁 第 五 一 号

内閣衆質一七六第五一号

平成二十二年十月二十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員秋葉賢也君提出中国漁船の我が国巡視船への衝突事案に係る中国人船長の釈放及びビデオ記録の取扱等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員秋葉賢也君提出中国漁船の我が国巡視船への衝突事案に係る中国人船長の釈放及びビデオ記録の取扱等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

三について

御指摘の事件の被疑者を処分保留のまま釈放したことは、検察当局において、犯人の性格、年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び情状に加え、社会情勢の変化や当該事件の処理が社会に与える影響を含む犯罪後の状況を本件事件に関する諸事情の一つとして適切に考慮した結果であると認識している。

四について

お尋ねの海上保安庁巡視船に係る原状回復の請求については、関係省庁において協議しつつ、適切に対応することとしている。

五について

今回の事案においては、海上保安庁の職員が、我が国領海内における犯罪行為に対して、法令に従い、

毅然とした対応をとったものであり、海上保安庁においては、今後とも、関係省庁と連携しつつ、その職務を誇りを持って遂行するものと認識している。

六の1について

海上保安庁が撮影したビデオ記録については、平成二十二年十月十八日現在、同庁において保管している。

六の2及び3について

お尋ねの「判断を下す者」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないが、御指摘の「中国漁船の海上保安庁巡視船への衝突をとらえたビデオ記録」に関しては、平成二十二年十月十四日付けで、衆議院議長から、「本年九月七日の尖閣諸島沖での我が国巡視船と中国漁船との衝突事案の映像記録」の提出要求が行われたところであり、検察当局及び海上保安庁において、当該要求及び現在の捜査の状況等を踏まえて、その提出につき適切な判断がなされると考える。

七について

外交上の個別のやり取りに係る詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控えたい

が、いずれにせよ、政府として、中国側に対し、御指摘の四名の身柄の安全確保とともに、人道的観点からの迅速な処理を求めてきた結果、平成二十二年十月九日までに当該四名全員に対する居住監視の措置が解除され、無事帰国した。